



令和7年 10 月 24 日
北海道運輸局
自動車技術安全部

封印取付け受託者の不適切な取扱いに関する対応について

今般、下記のように封印取付け受託者による法令等に違反する不適切な取扱いが確認されました。これを踏まえ、本日、封印取付け業務の委託を解除しました。

記

1. 確認された不適切な取扱い

- ① 使用済み封印の再利用
(車両に取付けられていた封印を取り外し、再度車両に取付ける行為)
- ② 届出をしていない事業場での封印取付け行為
- ③ あらかじめ選任されていない者による封印取付け行為
- ④ 新規登録をした自動車への封印取付けの未実施

2. 対象事業者

株式会社インポート・プラス(札幌3事業場、旭川1事業場)

3. 事業者への対応

封印取付け業務の委託の解除(解除後2年間は委託の申請ができない)

【お問い合わせ先】北海道運輸局 自動車技術安全部管理課 田中
TEL:011-290-2751(直通)